

2009 年第法律 32 号 環境保護と管理に関する法律

- a. 適切かつ健全な環境はインドネシア国民すべてが有する権利であり、インドネシア共和国憲法第 28 条 H に掲げられていること、
- b. 憲法で掲げられている国家経済発展は持続可能でかつ環境に配慮した開発の原則に基づき達成されること、
- c. インドネシア共和国の行政履行における地方自治の精神は環境保護と管理を含む中央政府と地方政府の関係と権限の変化をもたらしたこと、
- d. 環境質の劣化は人類の生命と人類以外の生命の存続を脅かしており、このため、利害関係者は真剣かつ継続的な環境保護及び管理を始める必要があること、
- e. 地球温暖化による気候変動が進行し、このため、環境質の劣化が一層進行しており、このことから環境保護及び管理が必要とされていること、
- f. すべてのエコシステム保護の一部である適切かつ健全な環境を達成するため、法的な確実性を担保するため、及びすべての人々の権利を保護するため、1997 年第 32 号環境管理に関する法律を改正する必要があること、
- g. 以上、a、b、c、d、e 及び f を考慮し、環境保護と管理に関する法律の制定が必要であること、

を考慮し

憲法第20条、第21条、第28条 H(1)、並びに第33条(3)及び(4)

を鑑み、

インドネシア共和国国会及びインドネシア共和国大統領は、環境保護と管理に関する法律を制定することを決定する。

第1章

総則

第1条

本法律において以下のとおり定義する。

1. 環境とは、すべての物質、エネルギー、状態、人間と人間の行為を含む生命体である。これは、生命の持続、人間及びその他の生命体の福祉に影響を与えるものである。
2. 環境保護及び管理とは、環境機能の維持のため、環境汚染または劣化を防止するための組織的で、統合された取り組みであり、立案、利用、管理、保全、監督と法執行を含む。
3. 持続可能な開発とは、意図的で計画的な取り組みである。これは、現在及び将来の世代の安全、能力、福祉、生活の質だけでなく、環境全体を守るため、開発戦略に環境、社会及び経済的側面を統合している。
4. 環境保護及び管理計画（以下「RPPLH」）と略され、指定された期間内に、保護及び管理、並びに環境の潜在力を包含する書面計画である。
5. エコシステムとは、安定性と生産性を形成する全体を包括し、相互影響力を保つ総和を構成する環境要素のシステムである。
6. 環境機能の保全とは、環境の回復能力、環境実施能力の持続性を維持するための一連の取り組みである。
7. 環境の回復能力とは、人間の生命、その他の生物、及び両者のバランスを支援している環境の能力である。
8. 環境容量とは、環境へもたらされる、もしくは環境に含まれる物質、エネルギーまたはその他の構成要素を吸収する環境の能力である。
9. 天然資源とは、生態系全体を形成している、生物学的資源及び非生物学的資源からなる包括的環境要素です。
10. 戦略的環境研究（以下「KLHS」）とは、持続可能な発展の原則が基礎となり、地域の開発または、政策、計画またはプログラムへ融和させることを確かめるための、一連の組織的、包括的、参加型の解析である。
11. 環境影響分析（以下「AMDAL」）とは、計画された事業または活動の環境に対する重大な影響について調査するものです。事業または活動の操業に関わる意思決定に必要とされる。
12. 環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラム（以下「UKL-UPL」）とは、環境に大きな影響を与えないよう事業または活動を管理、モニタリングするものである。事業または活動の操業に関わる意思決定に必要とされるものである。
13. 環境基準とは、生物、物質、エネルギー、環境要素として特定された資源で

あつて許容できる汚染物質が存在している、または存在していることが確実な環境要素の限界または容量の数値である。

14. 環境汚染とは、生物、物質、エネルギーまたはその他の環境要素が、明記されている環境基準を超えて人間活動によって環境にもたらされる、もしくは含まれる過程である。
15. 環境劣化基準とは、環境機能を維持することができるよう環境に許容される物理的、化学的または生物学的な環境の変化の限度である。
16. 環境劣化とは、環境劣化基準を超えた環境の物理的、化学的または生物学的な特徴の、直接的もしくは間接的な変化が、人により行われる活動である。
17. 環境損失とは、物理的、化学的または生物学的な特徴の直接的または間接的な変化で、環境劣化基準を超えるものである。
18. 天然資源保全とは、天然資源の価値と多様性の質を維持・強化することにより、その存在の持続性だけでなく、賢明な利用を確保するための天然資源の管理のことである。
19. 気候変動とは、相当な期間観測されている自然の気候の全地球的な、そして多様な大気成分の変化をもたらしている人間活動により直接もしくは間接的に引き起こされる、気候の変化である。
20. 廃棄物とは、事業または活動の残留物である
21. 有害有毒物質（以下「B3」）と呼ばれ、それらの性質、もしくは濃度、量のために、直接、間接的に、環境を汚染または影響を与える、または人間やその他の生物の存続だけでなく、健康に影響を与える、物質、エネルギーまたは環境要素である。
22. 有害有毒廃棄物（以下「B3 廃棄物」）とは、事業または活動の残留物である。これは、B3 を内容に含有する。
23. 有害有毒廃棄物管理とは、減量、保管、収集、輸送、利用、処理または積み上げることからなる活動である。
24. 投棄とは、指定された環境媒体へ、一定の必要条件で特定の量、濃度、期間及び場所に、廃棄物または物質を処理する、または貯蔵する、または注入する行動のことである。
25. 環境紛争とは、環境に影響を及ぼす可能性のある活動、もしくは、すでに環境に影響を及ぼしているものに起因する2人以上の間の紛争である。
26. 環境影響とは、事業及び/もしくは活動に起因する環境の変化による影響である。
27. 環境組織とは、環境に関連した目標と活動に関する意思に基づき組織・確立された人の集団のことである。
28. 環境監査とは、政府により定められた法的要求と政策に従い、事業または活

- 動に関する責任者の法の遵守を評価するために実行される評価である。
29. エコ・リージョンとは、自然と環境システムの一体的な状態にある自然と人の相互作用のある地域、及び、自然本来の気候、土壌、水、植物相と動物相の特徴を共有している地域のことである。
 30. 地域の英知とは、社会生活の中で、効果的に環境を保護及び管理するために優れた価値のあるものである。
 31. 慣習法社会とは、経済、政治、社会、法律の構造を決定している価値体系であるとともに、共通の祖先、そして環境に関する強固な関係により、代々引き続いて特定の地理的地域に生活しているコミュニティーの集団である。
 32. 「何人」とは、人または法人の形態の企業体、もしくは法人の形態でない企業体のことである。
 33. 環境経済手法とは、環境の機能を維持するため、政府、地方政府、もしくはすべての者が推進している一連の経済政策のことである。
 34. 重大な脅威とは、広く環境に影響を及ぼし、国民の不安を誘発している脅威のことである。
 35. 環境許可とは、事業または活動の許可の確保のために必要である、環境の保護及び管理のために、AMDAL もしくは UKL-UPL の手続きを行うことが必要な事業または活動を着手するために、すべての者に与えられる許可である。
 36. 企業並びに／もしくは活動許可とは、事業及び／もしくは活動に着手するために研究機関によって発せられる許可のことである。
 37. 中央政府（以下「政府」）とは、1945 年憲法の中で規定するインドネシア共和国の行政権を持っているインドネシア共和国大統領のことである。
 38. 地方政府とは、州知事、県知事、市長、もしくは地方行政官としての地方組織である。
 39. 大臣とは、環境保護及び管理を担当する大臣のことである。

第 2 章

原則、目的及び展望

第 1 部

原則

第 2 条

環境保護管理は以下の原則に基づいて実施される。

- a. 国の責任
- b. 保護・維持と持続性

- c. 調和と平衡
- d. 統合
- e. 便益
- f. 分別
- g. 公正
- h. エコ・リージョン
- i. 生物多様性
- j. 汚染者負担
- k. 参加
- l. 地域の英知
- m. グッド・ガバナンス
- n. 地方自治

第2部 目的

第3条

環境保護管理は以下の目的を有する。

- a. 環境汚染および／もしくは劣化からインドネシア国家領土を保護する。
- b. 人間の安全、健康、及び生命を保障する。
- c. 生物の生命と生物多様性の持続を保障する。
- d. 環境機能を保全する。
- e. 環境との調和、同期性、平衡性を達成する。
- f. 現在及び将来世代の公平性の達成を保障する。
- g. 人権の一部としての環境権を実現し保護する。
- h. 天然資源の賢明な利用を管理する。
- i. 持続可能な発展を達成する。
- j. 地球環境問題を図る。

第3部 展望

第4条

環境保護及び管理は以下の項目を含む。

- a. 計画
- b. 利用
- c. 管理
- d. 保全

- e. 監督
- f. 法施行

第3章 計画

第5条

環境保護管理は以下の手順により計画される。

- a. 環境目録作成
- b. エコ・リージョンの決定
- c. 環境保全管理計画(RPPLH)

第1部 環境目録

第6条

第5条 a に掲げる環境目録は、以下のレベルにより作成される。

- a. 国家レベル
- b. 島、島嶼レベル
- c. エコ・リージョンレベル

- 2) 環境目録は天然資源のデータと情報を得るために行なわれ、以下の項目を含む。
 - a. 潜在的価値と保全地域
 - b. 利用されている種類
 - c. 管理モデル
 - d. 管理知識
 - e. 劣化の種類
 - f. 紛争と管理から生ずる紛争の原因

第2部 エコ・リージョンの決定

第7条

第6条 1) a. 及び b. 掲げる環境目録は、エコ・リージョン決定のための基礎となるものであり、関係機関の調整を経て大臣によって実行される。

- 2) 前項 1)に掲げるエコ・リージョンは以下を考慮して決定される。
 - a. 地形（風景）特性
 - b. 河川流域

- c. 気候
- d. 動植物
- e. 社会文化
- f. 経済
- g. 地域制度
- h. 環境目録の結果

第8条

第6条(1) c. に掲げるエコ・リージョンレベルの環境目録は環境の回復能力、環境容量及び天然資源の保全を決定する。

第3部 環境保護管理計画(RPPLH)の策定

第9条

第5条c.に掲げる RPPLH は以下の項目から構成される。

- a. 国家RPPLH
 - b. 州 RPPLH
 - c. 県/市 RPPLH
- 2) 前項 1) a. に掲げる国家 RPPLH は国家目録に基づき作成されるものとする。
- 3) 前項 1) b. に掲げる州 RPPLH は以下の項目に基づき作成されるものとする。
- a. 国家RPPLH
 - b. 島、島嶼部レベルの目録
 - c. エコ・リージョンレベルの目録
- 4) 前項 1) c. に掲げる地域 RPPLH は以下の項目に基づき作成されるものとする。
- a. 州RPPLH
 - b. 島・島嶼部レベルの環境目録
 - c. エコ・リージョンレベルの環境目録

第10条

第9条に掲げる RPPLH は各々の権限に応じ大臣、州知事、県知事、市長により策定されるものとする。

- 2) 前項 1)に掲げる RPPLH は以下の項目を考慮するものとする。
 - a. 生物の特徴と機能に関する多様性
 - b. 人口分布
 - c. 天然資源の潜在性に関する分布
 - d. 地域の英知
 - e. 地域の要望
 - f. 気候変動

- 3) RPPLH は以下の規則により定められる。
 - a. 国家RPPLH については政府規則
 - b. 州RPPLH については州規則
 - c. 県・市RPPLH については県・市規則

- 4) RPPLH は以下の関連する計画を含む。
 - a. 天然資源の利用並びに／もしくは保全
 - b. 環境質並びに／もしくは機能の維持と保護
 - c. 天然資源の管理、モニタリング、増進及び維持
 - d. 気候変動に対する緩和及び適応

- 5) RPPLH は長期開発計画及び中期開発計画に基づき作成される。

第 11 条

第 6 条に掲げる環境目録、第 7 条及び第 8 条に掲げるエコ・リージョンの決定、並びに第 9 条及び第 10 条に掲げる RPPLH に係る詳細に関しては政府規則により定める。

第 4 章 利用

第 12 条

天然資源は RPPLH に基づき利用される。

- 2) 前項 1)に掲げる RPPLH が策定されていない場合、天然資源は、環境の回復能力、環境容量を基礎として、次の項目を注意深く監視しつつ利用されるものとする。
 - a. 環境プロセスと機能の持続性
 - b. 環境生産性の持続性

- c. 前項人々の安全性、生活水準と福祉
- 3) 前項2)に規定されている環境の回復能力、環境容量は、次の各項目に従って規定される。
- a. 大臣：国、並びに／もしくは、島／島嶼部の環境の場合
 - b. 知事：州の環境で県／市間のエコ・リージョンの場合
 - c. 県知事／市長：県/市の環境の回復能力、環境容量（収容力）、または県／エコ・リージョンの場合
- 4) 前項3)に規定されている環境の回復能力、環境容量の条件としての取り決めに関わる手続きについての詳細な規定は政府規則で定める。

第5章 管理

第1部 通則

第13条

環境汚染または環境損失については、環境機能を保護する施策体系により管理される。

- 2) 前項1)の環境汚染、並びに／もしくは環境損失の上位の管理には、以下の各項目を含むものとする。
- a. 未然防止
 - b. 緩和
 - c. 回復
- 3) 前項1)の環境汚染、並びに／もしくは環境損失の上位の管理は、政府、地方政府、事業及び／もしくは活動の責任者により、それぞれの権限、役割、責任の範囲に従い行われる。

第2部 未然防止

第14条

環境汚染および／もしくは環境損失の未然防止措置は、次の各項目からなるものとする。

- a. KLHS

- b. 空間計画
- c. 環境基準
- d. 環境劣化基準
- e. AMDAL
- f. 環境管理計画(UKL)及び環境モニタリング計画(UPL)
- g. 許可証
- h. 環境に関する経済的手法
- i. 環境法
- j. 環境予算
- k. 環境リスク分析
- l. 環境監査
- m. 必要性、または科学の発達に従ったその他の方法

第1節 戦略的環境影響評価

第15条

政府及び地方政府は、地方の開発、政策、計画またはプログラムにおいて持続可能な発展の原則が、基本となり、それと調和していることを確認するために、**KLHS** を準備しなければならない。

- 2) 政府及び地方政府は、以下の a、b を策定、評価する際に前項 1) に規定されている **KLHS** に依らなければならない。
 - a. 国、州、県／市の空間計画 (**RTRW**)とその詳細、長期国家開発計画 (**RPJP**)と中期国家開発計画 (**RPJM**)
 - b. 環境に影響またはリスクをもたらす可能性がある、政策、計画、及び／またはプログラム
- 3) **KLHS** は、以下により構成される。
 - a. 地方の環境状況に関する政策、計画またはプログラムの影響の評価
 - b. 政策、計画またはプログラムの改善のための代替案の用意
 - c. 持続可能な発展の原則を統合する政策、計画またはプログラムに関わる意思決定の改善に関する勧告

第16条

KLHS は、以下の各項を含むものとする。

- a. 開発に対応する環境の回復能力、環境容量

- b. 環境影響や環境リスクの評価
- c. 事業／生態系サービスの実施
- d. 天然資源の利用効率
- e. 気候変動に対する脆弱性と適応性
- f. 生物多様性の復元力と潜在力

第17条

第15条の第3)項の中に規定されている戦略的環境影響評価の結果は、地方の開発政策、計画またはプログラムの基本となるものである。

- 2) 第1項で規定されている戦略的環境影響評価の結果、環境の回復能力、環境容量の限度を超えていることが明らかとなった場合には、次の各項に従うものとする。
 - a. 政策、計画またはプログラムは、戦略的環境影響評価の勧告に従い修正する。
 - b. 環境の回復能力、環境容量をすでに超えるすべての事業や活動は、許可されない。

第18条

第15条の第1項に言及されている戦略的環境影響評価は、コミュニティーや利害関係者の参加により実施される。

- 2) 戦略的環境影響評価を実施することに関する手続きの詳細な規定は、政府規則で定める。

第2節 空間計画

第19条

環境機能を維持し、また、人々を守るための空間計画は、戦略的環境影響評価に基づくものである。

- 2) 第1項に規定されている空間計画は、環境の回復能力、環境容量を調査することにより決定する

第3節 環境基準

第20条

環境汚染の発生は、環境基準によって判断される。

- 2) 環境基準は、次の各項に掲げるものとする。
 - a. 水質基準
 - b. 排水基準
 - c. 海水の水質基準
 - d. 環境大気質基準
 - e. 排出基準
 - f. 擾乱基準
 - g. 科学の発展または技術開発に伴って必要と判断されるその他の基準

- 3) 何人も、次の各項の条件を満たす場合に環境媒体へ廃棄物を処分することを許可される。
 - a. 廃棄物が環境基準を満たしていること
 - b. 処分が、大臣、州知事、県知事／市長の権限の範囲による、許可を得ていること

- 3) 第 2 項で言及している「水質基準」、「海水の水質基準」、「環境大気質基準」、「科学の発展または技術開発に伴って必要と判断されるその他の基準」に関する詳細な規定は、政府規則で定める。

- 4) 第 2 項で言及している「排水基準」、「(大気汚染物質の) 排出基準」、「擾乱基準」についての詳細な規定は、政府規則で定める。

第 4 節 環境劣化基準

第21 条

環境劣化基準は、環境損失の発生を明確化するために規定されるものである。

- 2) 環境劣化基準は、生態系の影響、気候変動に起因している影響の基準とする。

- 3) 生態系の影響に関する基準は、次の各項を含むものとする。
 - a. バイオマス製品に起因する土壌影響の基準
 - b. 珊瑚礁の影響に関する基準
 - c. 森林または国土の火災に関する環境影響の基準

- d. マングローブへの影響の基準
 - e. 牧草地への影響の基準
 - f. 泥炭の影響の基準
 - g. 地質カルストへの影響の基準
 - h. 科学の発展または技術開発に伴って必要と判断されるその他の基準
- 4) 気候変動の結果であると考えられる基準は、次の各項に基づくものである。
- a. 気温上昇
 - b. 海水面の上昇
 - c. 暴風雨
 - d. 乾燥
- 5) 第3項と第4項の環境損失に関する基準についての詳細な規定は、政府規則により定められる。

第5節 AMDAL

第22条

環境に重大な影響をもたらすすべての事業または活動は、AMDAL を行わねばならない。

- 2) 重大な影響は、以下の各項に係る基準に基づき決定される。
- a. 計画された事業または活動によって影響を受ける住民の数
 - b. 影響を及ぼす地域の大きさ
 - c. 影響の強さと期間
 - d. 影響を受けるその他の環境の構成要素の量
 - e. 影響の累積の特徴
 - f. 影響の可逆性または不可逆性
 - g. 科学の発展または技術開発に伴って必要と判断されるその他の基準

第23条

AMDAL を行わねばならない事業または活動の重大な影響は、次の各項からなるものとする。

- a. 陸地及び景観の形状の変化
- b. 天然資源、再生可能資源、及び非再生可能資源の利用
- c. 環境汚染または環境損失を引き起こすような可能性のある工事または活動

- だけ、及び天然資源の利用に伴うその乱用または劣化
- d. 社会的、文化的な環境、並びに自然環境、人工環境に影響を及ぼす可能性を持つ工事と活動
 - e. 自然資源保護地域の保全や文化保護区の保全に影響を及ぼす可能性を持つ工事と活動
 - f. 植物、動物及び微生物の導入
 - g. 生物学的物質、または非生物学的物質の生産と使用
 - h. 廃棄物を発生させる、または天然資源への影響、悪化を引き起こす可能性のある工事及び活動
 - i. 高い危険性をもつ活動、または国家の安全に影響を及ぼす活動
 - j. 潜在的に環境に影響を及ぼすと予測される技術の利用
- 2) 第1項に規定されている AMDAL を実施しなければならない事業または活動の種類の詳細な規定は、大臣令により定められる。

第24条

第22条に規定されている AMDAL の文書は、環境適合性についての判断を明確化するための基礎をなすものである。

第25条

AMDAL の文書は、次の各項からなるものとする。

- a. 計画された事業または活動の影響の分析
- b. 計画された事業または活動の場所の周辺の社会活動の評価
- c. 計画された事業または活動への人々の世論のほか、事業に対する意見、反映
- d. 計画された事業または活動で生じると考えられる影響の量の概算と重大な影響
- e. 環境に好ましいか、好ましくないか決定するための生じる影響に関する全体的な評価
- f. 環境管理・モニタリング計画

第26条

第22条に規定する AMDAL の文書は、発案者により作成され、コミュニティの参加を得ることが必要である。

- 2) コミュニティには、活動が実施される前に通知され、透明性が確保された完全な情報の供給の原則に基づき参加を得るものとする。

- 3) 第1項で規定されているコミュニティは、以下に掲げる団体等である。
 - a. 影響を受ける団体
 - b. 環境に関心を有する団体
 - c. AMDAL の過程において、あらゆる決定により影響を受ける団体
- 4) 第1項に規定されるコミュニティは、AMDAL 文書への反対意見を提示することができる。

第27条

第26条の第1項に規定されている起草者は、文書を作成するにあたって、他の団体から支援を得ることができる。

- 2) 第26条の第1項及び第1項に規定されている環境影響評価の起案者は、環境影響評価の作成の法的な資格の証明書を有していなければならない。
- 3) 第1項に規定されている環境影響評価の作成の法的な資格の確保に関する基準は、次の各項のとおりである。
 - a. AMDAL の作成方法の把握
 - b. スコーピングの能力、影響を推定し評価する能力、意思決定能力
 - c. 環境管理・モニタリング計画の作成
- 4) 第1項に規定されている環境影響評価の形成者の公的な資格は、法律の規定に従い、大臣令で規定された AMDAL 形成の能力証明組織に所属していなければならない
- 5) AMDAL 形成の資格者に関する証明及び条件に関する詳細な規定は、大臣令により決定される。

第29条

AMDAL の文書は、各々の権限に応じ大臣、州知事、県知事、市長により設立された AMDAL 委員会で判定される。

- 2) AMDAL 認証委員会は、各々の権限に応じる大臣、州知事、県知事、市長から許可を得なければならない。
- 3) 第2項に規定されている許可に必要な要件と手続きは、大臣規則により

決定するものとする。

第30条

第29条に規定されているAMDAL認証委員会のメンバーは、次に掲げる人々により構成される。

- a. 環境機関
 - b. 関係する技術機関
 - c. 分析された事業／もしくは活動に関係する分野の知識を持つ専門家
 - d. 分析された事業／もしくは活動により生じる影響に関して知識を持つ専門家
 - e. 影響を受ける可能性のあるコミュニティ
 - f. 環境団体
- 2) AMDAL認証委員会は、業務の遂行にあたり、技術的な分析を目的とする個別の専門家と事務局により設立される技術支援チームにより支援を得るものとする。
- 3) 第2項に規定されている個別の専門家と事務局は、各々の権限に応じ、大臣、州知事、県知事、市長により決定される。

第31条

AMDAL認証委員会による評価の結果に基づいて、大臣、知事または市長は、それぞれの権限に応じ、環境保全の適合性と非適合性について定める。

第32条

政府と地方政府は、重大な環境への影響を及ぼす経済的弱者に属している企業及び活動のAMDALの形成を支援する。

- 2) 第1項に規定されているAMDALの形成支援は、AMDAL形成の際の助成及び費用による。
- 3) 経済的弱者に属する企業及び活動の要件は、大臣規則により定める。

第33条

第22条から第33条のAMDALの詳細な規定は、政府規則により定める。

第6節 UKL-UPL

第34条

第23条第1項に規定されるAMDAL 必須要件から除外される事業や活動は、UKL-UPL を作成しなければならない。

- 2) 知事または県知事／市長は、UKL-UPL を作成しなければならない事業や活動の種類を決定する。
- 3) 第35条 第34条第2項に規定されるUKL-UPL を作成しなくてもよい事業や活動は、環境を管理し、監視することを承諾することに関する声明の文書を作成しなければならない。
- 4) 第1項に規定される事業または活動の種類は、以下の基準に基づき定める。
 - a. 第23条第1項に規定される、重大な影響の種別に該当しないこと
 - b. 零細企業、及び小規模の事業活動
- 5) UKL-UPL、及び環境を管理し、監視することを承諾することに関する声明に関する詳細は、大臣規則により定める。

第7節 許可

第36条

AMDAL または UKL-UPL を実施・作成することを要求されるあらゆる事業や活動は、環境許可を得なければならない。

- 2) 第1項に規定される環境許可は、第31条に規定される環境保全の実現可能性の決定、そして UKL-UPL に関する勧告をもとに交付される。
- 3) 第1項に規定されている環境許可は、環境保全の実現可能性についての決定の手続きにおいて指摘されている必要条件、もしくは UKL-UPL についての勧告を含まなければならない。
- 4) 環境許可は、大臣、州知事、県知事、市長により、各々の権限に応じ、各々の範囲に従って公布される。

第37条

大臣、州知事、県知事、市長は、各々の権限に応じ AMDAL または UKL-UPL によって定められていない様式による環境許可の申請による場合は、拒否しなければならない。

- 2) 第36条第4項に規定される環境許可は、以下の場合には無効にするものとする。
 - a. 提出されている様式の記載において、法律の不正、またはデータ、文書または情報の虚偽、間違い、誤用、偽造があること
 - b. 許可証が、UKL-UPL についての環境保全の実現可能性の判断または勧告に関する委員会の決定に含まれる必要条件を守っていない
 - c. AMDAL または UKL-UPL の文書で明記される義務が、事業／もしくは活動に責任を持つ団体で実施されていないこと

第38条

第37条第2項で規定される条項のほかに、環境許可は国家貿易裁判所の決定により無効にすることができる。

第39条

大臣、州知事、県知事、市長は、各々の権限に応じ、環境許可に関するすべての様式と決定を通知するものとする。

- 2) 第1項に規定される通知は、国民が容易に知ることのできる方法により行われる。

第40条

環境許可は、事業または活動の許可を得るための必要条件である。

- 2) 無効にされた環境許可に係る事業または活動の許可は、無効となる。
- 3) 環境許可は、事業または活動が変更された場合、事業または活動の責任者は、環境影響評価を更新しなければならない。

第41条

第36条から第40条までの許可証に関する詳細な規定は、政府規則により定め

られる。

第8節 環境の経済的措置

第42条

環境機能の保護の必要性に応じ、政府及び地方政府は、環境に関わる経済的措置を設け、適用しなければならない。

- 2) 第1項に規定される環境の経済的措置は、次の各項のとおりである。
 - a. 開発及び経済活動の計画
 - b. 環境基金
 - c. 刺激策または非刺激策

第43条

第42条第1項a)に規定される開発及び経済活動計画の手法は、次の事項からなる。

- a. 天然資源と環境のバランス
 - b. 天然資源と環境損失の減少を含む、国内総生産と域内総生産の算出
 - c. 地方間の補償、環境サービス交換のメカニズム
 - d. 環境コストの内部化
- 2) 第42条第2項に規定される環境基金の使途は、次の事項からなる。
 - a. 環境回復の保証資金
 - b. 汚染または環境損失の緩和または回復の資金
 - c. 保護のための信託資金/支援
- 3) 第42条第2項に規定される刺激策または非刺激策は、次の事項からなる。
 - a. 環境配慮製品、またはサービスの調達
 - b. 環境税、徴税、そして助成金の利用
 - c. 環境に配慮した金融機関と資本市場システムの開発
 - d. 廃棄物の取引システムと排出権取引
 - e. 環境保護事業への報酬システムの開発
 - f. 環境保険の開発
 - g. 環境ラベルシステムの開発
 - h. 環境保護及び管理の分野のパフォーマンス評価システム

- 4) 第42条、第43条の第1項から第3項までの環境の経済的措置に関する詳細な規定は、政府規則により定める。

第9節 環境に重点を置いた法律

第44条

国家及び地域の法律の形成は、この法律で規定される条項に従って、環境機能の保護、環境保護及び管理の原則に留意するものとする。

第10節 環境予算

第45条

インドネシア共和国の政府及び国会、並びに、地方政府及び地方議会は、次の事項に十分に予算を配分するものとする。

- a. 環境保護及び管理活動
 - b. 環境指向型開発計画
- 2) 政府は、環境保護及び管理において、すぐれたパフォーマンスを示している地方政府に与えられる環境の特別配当基金の予算を十分に割り当てるものとする。

第46条

第45条に規定するもののほか、この法律が制定される時点において、汚染または損害に直面している環境の質を回復することに配慮して、政府と地方政府は、環境の回復の予算を配分しなければならない。

第11節 環境リスク分析

第47条

重大な環境への影響、生態系への脅威、生命または人間の健康への脅威を及ぼす可能性のあるすべての事業または活動は、環境リスク分析を実施しなければならない。

- 2) 第1項に規定されている環境リスク分析は、次に掲げる事項による。
- a. リスク評価
 - b. リスク管理
 - c. リスクコミュニケーション

- 3) 環境リスク分析の詳細な規定は、政府規則により定める。

第12節 環境監査

第48条

政府は、環境パフォーマンスを強化するために、環境監査を実施するよう、事業または活動の責任者に努力を求めるものとする。

第49条

大臣は、次の各項に関して環境監査を要求するものとする。

- a. 環境に非常に危険な特定の事業または活動
 - b. 法律への違反を示している事業または活動の責任者
- 2) 活動事業または活動の責任者は、環境監査を実施しなければならない。
 - 3) 特定の非常に危険な活動の環境監査は、定期的に行うものとする。

第50条

事業または活動の責任者が、第49条の第1項に規定する義務を果たさない場合には、大臣は、独自に事業または活動の責任者の費用で、独自に実施させ、もしくは無関係の第三者に命じて実行させるものとする。

- 2) 大臣は、環境監査の結果を公表するものとする。

第51条

第48条及び第49条に規定する環境監査は、環境監査役により実行される。

- 2) 第1項に規定する環境監査役は、環境監査の法的資格認定証を有者とする。
- 3) 第2項に規定する環境監査役の法的資格認定証の要件は、次に掲げる能力をすべて備えているものとする。
 - a. 環境監査の原則、方法、手続きを理解していること
 - b. 計画、実施、結論、報告の各段階に及ぶ環境監査を行うこと
 - c. 環境監査をフォローアップし、改善する手段に関する勧告を明確に述べること

- 4) 第2項に規定する環境監査役の法的資格認定証は、法律に従い、環境監査役能力認証機関により交付される。

第52条

第48条から第51条に規定する環境監査に関する詳細な規定は、大臣規則により定められる。

第1部 緩和

第53条

汚染または損害を引き起こしたあらゆる者は、環境汚染または環境損失を緩和する義務を負う。

- 2) 第1項に規定する環境汚染または環境損失の緩和は、次に示す方法で行うものとする。
- a. 環境汚染または環境損失に関しコミュニティに知らせること
 - b. 環境汚染または環境損失を隔離すること
 - c. 環境汚染または環境損失の原因を停止すること
 - d. 科学の発展または技術開発に伴って実施可能となるその他の方法
- 3) 第1項に規定する環境汚染または環境損失の緩和に関する詳細な規定は、政府規則で定める。

第4部 回復

第54条

汚染または損害を引き起こしたあらゆる者は、環境機能を回復する義務を負う。

- 2) 第1項に規定する環境機能の回復は、次に定めるところによる。
- a. 汚染源の停止と汚染物質の除去
 - b. 浄化
 - c. 修復
 - d. 科学の発展または技術開発に伴って実施可能となるその他の方法
- 3) 第1項に規定する環境機能の回復に関する詳細な規定は、政府規則で定める。

第55条

第36条の第1項に定める環境許可の保有者は、環境機能の回復のための保証資金を拠出する義務を負う。

- 2) 保証資金は、大臣、州知事、県知事、市長により、各々の権限に応じ、認定された国立銀行で貯蓄される。
- 3) 大臣、州知事、県知事、市長は、各々の権限に応じ、保証資金を使用することにより、環境を回復するために第三者を指定することができる。
- 4) 第1項から第3項に規定する保証資金の詳細な規定は、政府規則により定める。

第56条

第13条から第55条に規定する環境汚染または環境損失の管理に関する詳細な規定は、政府規則により定める。

第6章 未然防止

第57条

環境保全は、次の方法等により行うものとする。

- a. 天然資源の保全
 - b. 天然資源の保護
 - c. 大気機能の保全
- 2) 第1項のa)に定める天然資源の保全は、次に定めるところにより行う。
 - a. 天然資源の保護
 - b. 天然資源の保存
 - c. 天然資源の持続的な利用
 - 3) 第1項のb)に規定する天然資源の保護は、指定された期間において、管理される可能性がない天然資源に適用される。
 - 4) 第1項のc)に規定する大気機能の保全は、次に掲げられるものとする。
 - a. 気候変動の緩和と適応

- b. オゾン層の保護
- c. 酸性雨からの保護

5) 第1項に規定する大気機能の保全のほか、天然資源の保護、天然資源の保護区についての詳細な規定は、政府規則により定める。

第7章 有害・有毒物質の管理、有害・有毒廃棄物の管理

第1部 有害・有毒物質の管理

第58条

B3 を輸入、生産、運搬、分配、収集、保管、利用、加工または積み上げることを行っているすべての者は、B3 の処理を行う義務を負う。

2) 第1項で規定するB3の処理に関する詳細な規定は、政府規則により定める。

第59条

B3 廃棄物を生産しているすべての者は、B3 廃棄物を処理する義務を負う。

2) 第58条の第1項に規定する、期限を越えるB3 廃棄物の場合でも、B3 廃棄物の処理に関する規定を遵守するものとする。

3) B3 廃棄物の処理は、大臣、州知事、県知事、市長から、各々の権限に応じ、許可を得るものとする。

4) 大臣、州知事、県知事、市長は、許可にあたって、B3 の管理者が満たされなければならない環境上の必要条件と遵守されなければならない義務に言及しなければならない。

5) 許可に関する決定は、公表される。

6) B3 廃棄物の処理に関する詳細な規定は、政府規則により定める。

第3部 処分

第60条

何人も、許可を得ることなく環境に廃棄物または物質を処分することはできない。

第61条

第60条に規定する処分は、大臣、州知事、県知事、市長により、各々の権限に応じた、許可を得た場合に限り、行うことができる。

- 2) 第1項に規定する処分は、指定された場所に限り行うことができる。
- 3) 廃棄物または物質の処分に関する手続き及び必要条件に関する詳細な規定は、政府規則により定める。

第8部 情報システム

第62条

政府及び地方政府は、環境保護及び管理に関する政策の実施と発展を支援するため、環境情報システムを開発するものとする。

- 2) 環境情報システムは、統合化で調整された方法で考案され、公的に公表される。
- 3) 環境情報システムは、少なくとも環境状況についての情報、環境脆弱性指標図を含み、他の環境情報も含むものである。
- 4) 環境情報システムに関する詳細な規定は、政府規則により定める。

第9部 政府と地方政府の職務と権限

第63条

環境保護及び管理において、政府は次に掲げる事務が付与・委任される。

- a. 国家政策を定めること
- b. 規準、基準、手続き、規範を定めること
- c. 国家RPPLH 政策を定め、実行すること
- d. KLHS を定めること実行すること
- e. AMDAL 及びUKL-UPL に関する政策を定め、実行すること
- f. 国の天然資源、温室効果ガス排出の目録を作成すること

- g. 協力の基準を開発すること
- h. 環境汚染または損失の管理を調整し実行すること
- i. 生物学的及び非生物学的な天然資源、生物多様性、遺伝資源、そして遺伝子工学による生産物の生物学的な安全性に関わる政策を定め実行すること
- j. 気候変動の影響の管理とオゾン層の保護に関する政策を定め実行すること
- k. B3 (B3 廃棄物と同様に廃棄物) についての施策を定め、実行すること
- l. 海事海洋環境保護に関する施策を定め、実行すること
- m. 国を越える環境汚染または損失に関する施策を定め、実行すること
- n. 国家政策、地域規制、及び地方局長による規則の実施を推進・監理すること
- o. 環境許可と環境立法の規定について事業または事業の責任者の法令順守を促し監督すること
- p. 環境手法を開発し、適用すること
- q. 紛争の調停とともに、地方間の協力及び紛争の調停を調整・促進すること
- r. 国民の苦情の管理についての施策を策定し実行すること
- s. 最低限の義務・基準を定めること
- t. 環境保護及び管理に関連する先住部族の慣習法社会、地域の英知と権利の認知の手続きに関する施策を取り決めること
- u. 国の環境情報を管理すること
- v. 環境配慮型技術の利用を統合、開発、または社会生活に適合すること
- w. 教育、訓練、指導、褒章を提供すること
- x. 環境分析の設備と規範を発展させること
- y. 環境許可を発行すること
- z. エコ・リージョンを定めること
- aa. 環境法を施行すること

2) 環境保護及び管理において、州政府は次に掲げる事務が付与・委任される。

- a. 州政策を定めること
- b. 州のKLHS を定め実行すること
- c. 州のRPPLH 施策を定め実行すること
- d. AMDAL 及びUKL-UPL に関する施策を定め実行すること
- e. 州レベルの天然資源、温室効果ガス排出に関する目録を作成すること

- f. 協力とパートナーシップを発展・促進すること
- g. 県／市間の環境汚染または損失に関する施策を調整し実行すること
- h. 政策、地域規制、県知事／市長の規則の実施を推進・監理すること
- i. 環境許可と環境保護及び管理に関する法律の規定について事業または事業の責任者の法令順守を促し監督すること
- j. 環境手法を開発し、適用すること
- k. 紛争の調停とともに、県／市間の協力及び紛争の調停を調整・促進すること
- l. 技術支援に関する情報を提供・管理し、プログラムや活動の分野において県／市を監理すること
- m. 最低限の義務・基準を実施・遵守すること
- n. 州レベルの環境保護及び管理に関連する先住部族の慣習法社会、地域の英知と権利の認知の手続きに関する施策を取り決めること
- o. 地域の環境情報を管理すること
- p. 環境配慮型技術の利用を開発し、社会生活へ適合すること
- q. 教育、訓練、指導、褒章を提供すること
- r. 州レベルの環境許可を発行すること
- s. 州レベルの環境法を施行すること

3) 環境保護及び管理において、県／市政府は次に掲げる事務が付与・委任される。

- a. 県／市の政策を定めること
- b. 県／市のKLHSを定め実行すること
- c. 県／市RPPLH 施策を定め実行すること
- d. AMDAL 及びUKL-UPL に関する施策を定め実行すること
- e. 県／市レベルの天然資源、温室効果ガス排出に関する目録を作成すること
- f. 協力とパートナーシップを発展・促進すること
- g. 環境手法を開発し、適用すること
- h. 紛争の調停を助成すること
- i. 環境許可と環境保護及び管理に関する法律の規定について事業または活動の責任者の法令順守を促し監督すること
- j. 最低限の義務・基準を実施すること
- k. 県／市レベルの環境保護及び管理に関連する先住民族の慣習法社会、地域の英知と権利の認知の手続きに関する施策を取り決めること
- l. 県／市の環境情報を管理すること
- m. 県／市の環境情報について、政策を発展し実施すること
- n. 教育、訓練、指導、褒章を提供すること

- o. 県／市レベルの環境許可を発行すること
- p. 県／市レベルの環境法を施行すること

第64条

大臣は、第63条第1項に規定する政府の職務と権限を実行・調整するものとする。

第10章 権利、義務、禁止

第1部 権利

第65条

何人も、人権の一部として適切かつ健全な環境を得る権利を有する。

- 2) 何人も、適切かつ健全な環境の権利の達成のため、環境教育、情報へのアクセス、裁判へのアクセス及び参加の権利を有する。
- 3) 何人も、環境に影響を及ぼすと予測される、計画されている事業または活動に意見または異疑を提出することが、正当な行為として保障されている。
- 4) 何人も、法律に従い環境保護と管理に参加することが、正当な行為として保障されている。
- 5) 何人も、環境汚染または劣化の疑わしい影響に関して申し立てることが、正当な行為として保障されている。
- 6) 第5項に規定する申立に関する手続きの詳細な規定は、政府規則において定める。

第66条

適切かつ良好な環境の権利のために活動している全ての者は、そのことによって罰せられることはなく、民事犯罪に問われることもない。

第2部 義務

第67条

何人も、環境汚染または損失を管理するだけでなく、環境機能を保護しなければならない。

第68条

事業または活動を行うすべての者は、次に掲げる義務を負う。

- a. 真実に基づき、正確に、及び透明に、並びに期日に従い、環境管理と保護に関わる情報を提供すること
- b. 環境機能の持続性を維持すること
- c. 環境損失に関する環境基準または基準についての規定を遵守すること

第3部 禁止

第69条

何人も、次に掲げる行為は禁止される。

- a. 環境を汚染または破壊する行動を行うこと
 - b. インドネシア共和国の領土に法律により禁じられているB3を持ち込むこと
 - c. インドネシア共和国の領土外からインドネシア共和国の環境媒体へ廃棄物を持ち込むこと
 - d. インドネシア共和国の領土内にB3を持ち込むこと
 - e. 環境媒体へ廃棄物を処分すること
 - f. 環境媒体へB3及びB3廃棄物を処分すること
 - g. 環境媒体へ、環境法や環境許可に違反する遺伝子工学による生産物を排出すること
 - h. 焼却により土地を開墾すること。
 - i. AMDALに関わる法的資格証明書を有していない人によるAMDALの作成
 - j. 偽造の情報、誤解を招く情報、不明瞭な情報、使用できない情報を提供すること、もしくは虚偽の情報を提供すること
- 2) 第1項のh)の規定の適用にあたっては、それぞれの地域における賢明な地域の英知を尊重するものとする。

第11章 コミュニティの役割

第70条

コミュニティは、環境保護及び管理に積極的に参加する平等で最大限の権利と機会を有するものとする。

- 2) コミュニティ参加は、次に掲げる事項により行われる。
 - a. 社会的監視
 - b. 提案、意見、勧告、異議、苦情
 - c. 情報または報告書の提供

- 3) コミュニティは、次に掲げる効用を意図するものである。
 - a. 環境保護及び管理における意識を高揚するため
 - b. コミュニティの自立と能力を強化するため、及びパートナーシップを促進するため
 - c. コミュニティの能力とイニシアティブを強化するため
 - d. コミュニティに社会的監理を実行するよう助長するため
 - e. 環境機能の維持に資する、地域文化と地域の叡智を発展させ、保護するため

第12章 監督及び行政処分

第1部 監督

第71条

大臣、州知事、県知事／市長は、それぞれの権限の範囲において、環境保護及び管理に係る規定に関して、事業または活動の責任者の法令順守を監督するものとする。

- 2) 大臣、州知事、県知事／市長は、環境保護及び管理業務を担当する公的／専門機関に、監督を実行する権限を委任できるものとする。

- 3) 大臣、州知事、県知事／市長は、監督の実行に関する職務上の機関として任命する環境管理当局を明記するものとする。

第72条

大臣、州知事、県知事／市長は、それぞれの権限の範囲に基づく環境許可を持つ事業または活動の責任者の法令順守の状況を監督する義務を負う。

第73条

政府が環境保護及び管理の分野で重大な違反が発生していると判断される場合には、大臣は、地方政府により交付されている環境許可を持つ事業または活動の責任者の法令順守の状況を監督しなければならない。

第74条

第71条の第3項に規定する環境管理当局は、次に掲げる措置を行う。

- a. モニタリングを実施する
- b. 情報を求める
- c. 文書を複写するまたは必要な記録を得る
- d. 特定の場所に立ち入る
- e. 写真を撮る
- f. 音声・視覚の記録を作成する
- g. 試料を採取する
- h. 設備を検査する
- i. 機械または輸送装置を検査する
- j. 特定される違反を停止する

第75条

第71条の第3項、第73条、第74条に規定する環境管理当局の任命と監督の実施の手続きに関する方法の詳細な規定は、政府規則により定める。

第2部 行政処分

第76条

監督により、環境許可の違反を見出した場合においては、大臣、州知事、県知事／市長は、事業または活動の責任者に行政処分を課すものとする。

- 2) 行政処分は、次に掲げる方法による。
 - a. 書面による警告
 - b. 政府による強制
 - c. 環境許可の凍結
 - d. 環境許可の取り消し

第77条

政府は、地方政府が、環境保護及び管理に関し、重大な違反があるとして故意に行政処分を適用したと判断される場合には、大臣は、事業または活動の責任者に対する行政処分を取り消すことができる

第78条

第76条に規定する行政処分は、事業または活動の責任者に係る被害の回復もしくは刑事責任を軽減するものではない。

第79条

第76条の第2項のc)及びd)に規定する環境許可の凍結及び取り消しによる行政処分は、事業または活動の責任者に対し、政府による別の強制を実施していない場合に、課されるものである。

第80条

第76条第2項b)の中に規定する政府による強制は、次掲げる方法による。

- a. 生産活動の停止
- b. 生産設備の除去
- c. 排水または排出処分配管の閉鎖
- d. 取り外し
- e. 違反を引き起こしている可能性のある商品もしくは道具の没収
- f. 全活動の停止
- g. 違反の停止もしくは被害を回復する意図を持つその他の行動

2) 政府による強制は、次のような違反を引き起こした場合にあっては、初動にあたって書類を伴うことなく課することができる。

- a. 人間と環境に対する極めて深刻な脅威
- b. 汚染または劣化が終結する場合以外の、より広範な影響
- c. 汚染または劣化が終結する場合以外の、環境のより重大な損失

第81条

政府による強制を実行していない事業又は活動のすべての者は、強制の実施が遅れた場合に、罰金を課せられる可能性がある。

第82条

大臣、州知事、県知事／市長は、事業または活動のすべての責任者に、当該人により汚染または劣化を引き起こしている環境を回復することを命ずる権限

を有する。

- 2) 大臣、州知事、県知事／市長は、事業または活動のすべての責任者の費用により、汚染または劣化を引き起こしている環境を回復するよう第三者を任命する権限を有する。

第83条

政府による強制に関する詳細な規制は、政府規則により定める。

第13章 環境紛争の処理

第1部 総説

第84条

すべての環境紛争は、裁判により、もしくは、裁判によらないで解決することができる。

- 2) 環境紛争の解決手法は、紛争の当事者により、自主的に選ばれる。
- 3) 裁判による訴訟は、裁判によらない紛争の解決が困難であることが明確になっている紛争の当事者に限り、付託できる。

第2部 裁判によらない環境紛争の処理

第85条

裁判によらない環境紛争の解決は、次に掲げる事項に関する合意とする。

- a. 補償の形式と総額
 - b. 汚染または劣化の結果を回復する活動
 - c. 汚染または劣化が繰り返されないことを保障する特定の措置
 - d. 環境に対する悪影響が発生しないよう防止する活動
- 2) 裁判によらない解決は、この法律に定める環境への刑事犯罪には適用されない。
 - 3) 裁判によらない環境紛争の解決にあたっては、調停者と仲裁人による側面支援は、環境紛争の解決を促進するために活用することができる。

第86条

コミュニティは、自由で公平な環境紛争解決に資する側面支援の提供組織を設立することができる。

- 2) 政府及び地方政府は、自由で公平な環境紛争解決の側面支援提供組織の設立を図ることができる。
- 3) 環境紛争解決の側面支援提供組織に関する詳細な規定は、政府規則により定める。

第3部 裁判による環境紛争の解決

第1節 補償と環境回復

第87条

他者もしくは環境に損失をもたらす環境汚染または劣化により、法律違反を犯している事業または活動のすべての責任者は、補償の支払いまたは特定の活動をとる義務を負う。

- 2) 法律に違反して企業体の事業または活動の内容もしくは形態を変質・変化させているすべての者は、法的責任または企業体の責務から免れない。
- 3) 裁判所は、判決が実施されるまでの遅滞日数に応じて、罰金額を言い渡すことができる。

第2節 無過失責任

第88条

B3 を利用する、B3 廃棄物を生産もしくは管理する、または環境への重大な脅威を引き起こす活動をしたすべての者、または事業もしくは活動を行うすべての者は、法律違反の有無に関らず、発生した損失に対する無過失責任を負う。

第3節 訴訟提起の最終期限

第89条

裁判所への訴訟提起の最終期限は、民法の規定で明記されている最終期限に従い、環境汚染または損傷が確定された時から数えられる。

- 2) 最終期限についての規定は、B3 廃棄物の生産・管理のみならず、B3 を利用・管理している事業もしくは活動により生じる環境汚染または損傷に適用しないものとする。

第4節 政府及び地方政府の訴訟の権利

第90条

環境に関わる業務を担当する政府機関は、環境を汚染または損傷し、環境被害を与える事業または活動に対して、補償と特定の措置を要求するための訴訟を提起する権限を有するものとする。

- 2) 第1項に規定する環境損失に関する詳細な規定は、政府規則により定める。

第5節 コミュニティの訴訟の権利

第91条

コミュニティが環境汚染または損傷に起因する損失を被っている場合にあつては、コミュニティに属する個人の利益またはコミュニティの利益のために、集団訴訟を起こすことは、正当な行為である。

- 2) 集団訴訟は、同様の事実もしくは事件、または、訴訟案件もしくは請求事項を共有しているグループの代表者、またはグループの構成員により提起することができる。
- 3) 第1項に規定する集団訴訟に関する詳細な規定は、政府規則により定める。

第6節 環境団体の訴訟権

第92条

環境保護と管理に関して責任をもって取り組むことを目的とする環境団体が、環境機能保全の利益のために訴訟を提起することは、正当な行為である

- 2) 訴訟を提起する権利は、訴訟費用もしくは支出を除き、補償に関する要求を伴わない特定の措置をとることについて要求することに限定される。
- 3) 環境団体は、以下に掲げる全ての要件を満たす場合において、訴訟を提起することができる。
 - a. 法人であること。
 - b. 団体が、環境機能の保護の利益のために設立されていることを定款で明記していること。
 - c. 最低2年間にわたり、定款に従い具体的な活動を行っていること。

第7節 行政訴訟

第93条

すべての者は、次のような場合に、行政機関のいかなる決定に対しても訴訟を提起することができる。

- a. AMDAL を実施する義務があるが、AMDAL の文書を供与していない事業または活動に行政機関もしくは当局が、環境許可を交付する
 - b. UKL-UPL を前提とする活動において、活動が UKL-UPL の文書を備えていない事業または活動に行政機関もしくは当局が、環境許可を交付する
 - c. 環境許可が備わっていない事業または活動に、行政機関もしくは当局がライセンスを交付する
- 2) 行政機関の決定に対する行政訴訟に関する詳細な規定は、政府規則により定める。

第14章 捜査と立証

第94条

インドネシア共和国の警察の捜査官の他に、環境保護及び管理を担当する環境組織内の特定の公務員の捜査官は、環境犯罪を捜査するために刑法に規定されている捜査官の権限が与えられる。

- 2) 第1項に定める公務員捜査官は、次に掲げる権限を有する。
 - a. 環境保護及び管理分野の犯罪に関する報告もしくは説明の正当性を調査すること。

- b. 環境保護及び管理分野の犯罪を犯していると申し立てているすべての者を尋問すること。
- c. 環境保護及び管理分野の犯罪に関係するすべての者から説明もしくは証拠を要求すること。
- d. 環境保護及び管理分野の犯罪に関連する帳簿、メモ、その他の文書を調査すること。
- e. 証拠、帳簿、メモ及び他の文書を保持していると考えられる特定の場所を調査すること。
- f. 環境保護及び管理分野の刑事事件の証拠として使用することができる違反を引き起こしている物質及び商品を押収すること。
- g. 環境保護及び管理分野の犯罪の捜査の業務を遂行するために専門家の支援を求めること。
- h. 捜査を打ち切ること。
- i. 特定の場所に立ち入り、写真の撮影もしくは音声視覚記録を作成すること。
- j. 犯罪に関係する場所に利用されたと主張されている、身体、衣類、部屋または他の場所を調査すること。
- k. 犯人を逮捕・拘留すること。

- 2) 第2項のk)に規定されている逮捕・拘留の実施に関し、公務員捜査官は、インドネシア共和国警察の捜査官と調整するものとする。
- 3) 捜査を実施するにあたっては、公務員捜査官はインドネシア共和国警察の捜査官に捜査を通告するものとし、インドネシア共和国警察の捜査官は捜査を円滑に進めるために促進するために支援を行うものとする。
- 4) 公務員捜査官は、インドネシア共和国警察の捜査官が利用できるよう捜査資料を提供するとともに、検察官に捜査の開始時期を通知するものとする。
- 5) 公務員捜査官によって実施された捜査の結果は、検察官に提出するものとする。

第95条

公務員捜査官、警察官及び検察官は、環境犯罪者に対する法執行体制に関し、大臣の調整を得て、統括された法執行を実行するものとする。

- 2) 統括された法執行の実施に関する詳細な規定は、政府規則により定める。

第2部 立証

第96条

次に掲げる事項は、環境犯罪に対する告訴の正当な証拠となる。

- a. 目撃者の証言
- b. 専門家の証言
- c. 手紙
- d. 命令
- e. 被告の証言
- f. 法律で明記されている証拠を含む、その他の証拠

第15章 罰則規定

第97条

この法律の犯罪は、重罪である。

第98条

故意に、基準もしくは基準を超え、屋外大気質、水質、環境の汚染を引き起こす行為を行ったすべての者は、最低3年、最高10年の懲役及び、最低30億ルピア、最大100億ルピアの罰金に処する。

- 2) 人に傷害を与えまたは人の健康を危険にさらしている第1項に規定する行為を行った者は、最低4年、最高12年の懲役、及び最低40億ルピア、最大120億ルピアの罰金に処する。
- 3) 怪我または死の原因を引き起こしている第1項に規定する行為を行った者は、刑罰は最低5年、最高15年の懲役、及び最低50億ルピア、最大150億ルピアの罰金に処する。

第99条

過失により基準もしくは基準を超えて、屋外大気質、水質、環境の汚染を引き起こす行為を行ったすべての者は、最低1年、最高3年の懲役、及び最低10億ルピア、最大30億ルピアの罰金に処する。

- 2) 人に傷害を与えまたは人の健康を危険にさらしている第1項に規定する行為を行った者は、最低2年、最高6年の懲役、及び最低20億ルピア、最大60億ルピアの罰金に処する。

- 3) 怪我または死の原因を引き起こしている第 1 項に規定する行為を行った者は、最低 3 年、最高 9 年の懲役、及び最低 30 億ルピア、最大 90 億ルピアの罰金に処する。

第100 条

水質基準、排出基準、擾乱基準に違反した者は、最高 3 年の懲役、及び最大 30 億ルピアの罰金に処する。

- 2) 第 1 項に規定する罰則は、科されている行政処分に従わない、もしくは違反が再犯の場合にのみ適用される。

第101 条

第 69 条の第 1 項 g) に規定する法律または環境許可に違反して環境媒体に遺伝子工学による製品の放出または流通を行った者は、最高 3 年の懲役、及び最低 10 億ルピア、最大 30 億ルピアの罰金に処する。

第102 条

第 59 条に規定する許可なく B3 廃棄物を管理している者は、最高 3 年の懲役、及び最低 10 億ルピア、最大 30 億ルピアの罰金に処する。

第103 条

第 59 条に規定する許可なく B3 廃棄物を生産している、または管理を実施していない者は、最高 3 年の懲役、及び最低 10 億ルピア、最大 30 億ルピアの罰金に処する。

第104 条

第 60 条に規定する環境媒体への廃棄物または原料を処分しているすべての者は、最高 3 年の懲役、及び最大 30 億ルピアの罰金に処せする。

第105 条

第 69 条第 1 項に規定するインドネシア共和国の領土へ廃棄物を持ち込んだすべての者は、最低 4 年、最高 12 年の懲役、及び最低 40 億ルピア、最大 120 億ルピアの罰金に処する。

第106 条

第69条第1項のd)に規定するインドネシア共和国の領土へB3廃棄物を持ち込んだすべての者は、最低5年、最高15年の懲役、及び最低50億ルピア、最大150億ルピアの罰金に処する。

第107条

第69条第1項のb)に規定するインドネシア共和国の領土へ法律で禁止されているB3廃棄物を持ち込んだすべての者は、最低5年、最高15年の懲役、及び最低50億ルピア、最大150億ルピアの罰金に処する。

第108条

第69条第1項のb)に規定する土地の焼却を行ったすべての者は、最低3年、最高10年の懲役、及び最低30億ルピア、最大150億ルピアの罰金に処する。

第109条

第36条第1項に規定する環境許可なく事業または活動を行ったすべての者は、最高3年の懲役及び最低10億ルピア、最大30億ルピアの罰金に処する。

第110条

第69条第1項のi)に規定するAMDAL案出者が法的資格証明書を有さずAMDALを作成したあらゆる者は、最高3年の懲役及び最大30億ルピアの罰金に処する。

第111条

第37条第1項に規定するAMDALもしくはUKL-UPLを実施せず環境許可を交付した環境許可を発行する当局者は、最高3年の懲役及び最大30億ルピアの罰金に処する。

第40条第1項に規定されている環境許可なく事業または活動のライセンスを交付している事業または活動ライセンスを発行する当局者は、最高3年の懲役及び最大30億ルピアの罰金に処せられる

第112条

故意に、第71条及び第72条に規定する、法律と環境許可に関わる人の生命に係る環境汚染または損失を引き起こしている事業もしくは活動の責任者を監視していないすべての当局者は、最高1年の懲役及び最大50億ルピアの罰金に処する。

第113条

第 69 条第 1 項 j) に規定する環境保護及び管理に係る監理、法施行に関する必要となる情報で、偽の情報、誤解を招く情報、正確でない情報、無効な情報、虚偽の情報を提供したすべての者は、最高 1 年の懲役及び最大 10 億ルピアの罰金に処する。

第114条

政府による強制を実施していない事業または活動のすべての責任者は、最高 1 年の懲役及び最大 10 億ルピアの罰金に処する。

第115条

故意に、環境管理当局または公務員捜査官の業務の遂行を妨害、もしくは中断するすべての者は、最高 1 年の懲役及び最大 5 億ルピアの罰金に処する。

第116条

環境犯罪が事業体により引き起こされる場合、環境犯罪が事業体のために犯される場合、または環境犯罪が企業体に代わって犯される場合には、刑事犯と罰金は、以下に挙げる者に課される。

- a. 企業体
- b. 犯罪を犯すよう命じた人、または犯罪の実行役として行動した人

2) 雇用関係またはその他の関係に基づき、事業体の事業の範囲において実行した人により引き起こされた第 1 項に規定する環境犯罪にあたっては、犯罪が個人、または集団で行われたか否かに関わらず、罰則は命令者または犯罪を実行した者に課せられる。

第117条

刑事告発が、第 116 条第 1 項に規定する命令者もしくは犯罪を実行した者に対して正式に提出された場合、課せられる罰則は、懲役または罰金に 3 分の 1 を追加される。

第118条

第 116 条の第 1 項 a) に規定する犯罪にあつては、罰則は、統合機能として、法律に従い、裁判所内または裁判所外で代表する権限を持つ行政官により言明された事業体に課せられる。

第119 条

この法律に規定する罰則によるもののほか、事業体は、次に挙げる追加制裁、もしくは懲戒処分に処する。

- a. 犯罪から得た利益の差し押さえ
- b. 事業または活動場所の全部もしくは一部の閉鎖
- c. 犯罪による結果の改善
- d. 理由のない責務不履行を充足する義務
- e. 最大3年間の会社の保護観察

第120 条

第 119 条の a)、 b)、 c)、 d) の規定の実施において、検察官は、評定を行うため、環境保護及び管理を担当する機関と調整を行うものとする。

- 2) 第 119 条の e) の規定の実施において、政府は、確定した判決を実行するため保護観察措置を前提とする事業体を管理する権限を有する。

第16 章 経過規定

第121 条

法律の施行に関して、事業または活動の許可を得ているが AMDAL の文書をまだ備えていないすべての事業または活動は、法施行後 2 年以内に、環境監査を完了しなければならない。

- 2) 法律の施行に関して、事業または活動の許可を得ているが UKL-UPL をまだ備えていないすべての事業または活動は、法施行後 2 年以内に、環境管理文書を作成しなければならない。

第122 条

法律の施行時に、すべての AMDAL 作成者は、法施行後 1 年以内に、AMDAL 作成の法的資格証明書を確認しなければならない。

- 2) 法律の施行に関して、すべての環境監査人は、法施行後 1 年以内に、環境監査人の法的資格証明書を確認しなければならない。

第123 条

大臣、州知事、県知事、市長により、各々の権限に基づいて交付されたすべての環境管理許可は、この法律の公布後 1 年以内に、環境許可を統合させるものとする。

第17章 結語

第124条

この法律の施行により、環境管理に関する法律 1997 年法律 No.23 に関する技術的な指示に関するすべての法律は、本法に矛盾しない限りにおいて、もしくは本法律の基礎となる新たな法律に代替されない限りにおいて、引き続き効力を持つものとする。

第125条

この法律の施行後、環境管理に関する法律 1997 年法律 No.23 は無効とする。

第126条

この法律で義務付けられている技術規則は、この法律の施行後 1 年以内に定める。

第127条

この法律は、公布の日から発効する。すべての人に周知せしめるために、本法はインドネシア共和国の官報に掲載の上、公布される。